

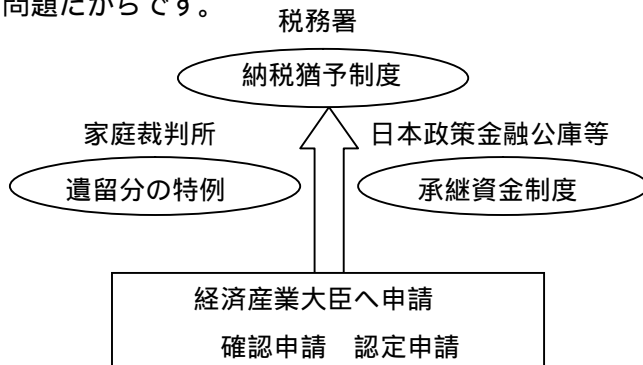
## 自社株式が大きな相続財産！ 事業という財産に変えるには

( 税理士法人 ゴーイング 税理士 山口 久行 )

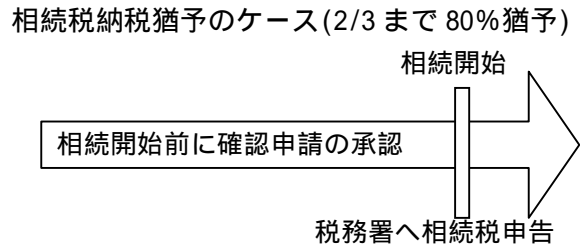
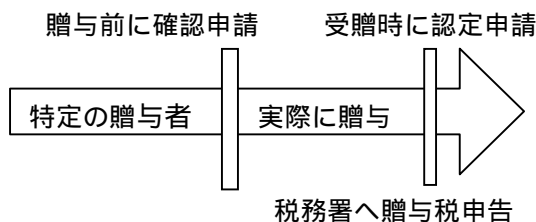
**【Q】** 後継者に株式を移転しなければ相続時に大変だ、ということで毎年少しずつ贈与してきましたが、なかなか追いつきません。  
経営承継円滑化法という制度は活用できるのでしょうか。

**【A】**

**< 同法は三本で構成されています >**  
なぜ三本構成で自社株式取得を支援するのかといえば、事業後継者以外の相続予定者(推定相続人)との遺留分問題が避けて通れない問題だからです。

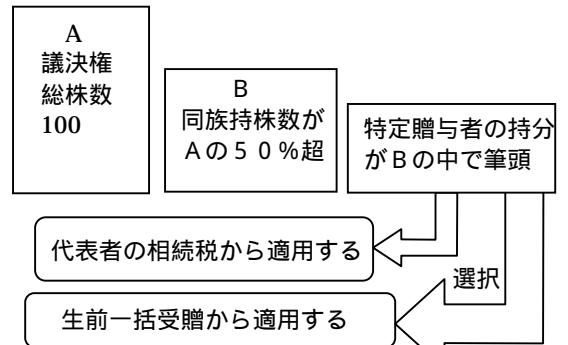


**< 本稿では納税猶予についてご紹介します >**  
納税猶予には二つの制度があります  
生前に一括贈与し贈与税納税猶予申請する。  
相続の開始前に相続税納税猶予申請をする。  
納税猶予は議決権株式総数の 2/3 まで。  
**< 生前一括贈与か相続時かを選択できます >**  
贈与から相続へそして又次の世代へ反復活用も  
一括贈与のケース(2/3 まで 100% 猶予)



**< 一括贈与時の一定の要件とは >**  
A：贈与の課題は次の 3 つに分類されます  
自社株式を贈与する者の要件  
受贈する後継者の要件  
事業継続に関する要件

- 「贈与する側の特定の贈与者とは」**
- 1 贈与する以前に代表権を有していたこと
  - 2 贈与直前において同族の持分が過半数であること
  - 3 贈与の直前において筆頭株主であること



- 4 贈与時に、役員を退任(改正案は残留 OK)
- 5 特定の贈与者が所有している一定以上の株数を一括して贈与すること

- 「受贈する側の特定後継者とは」**
- 1 贈与の日において 20 歳以上であること
  - 2 引き続き 3 年以上役員であったこと

「一定要件の事業継続要件」

- 1 5年間会社の代表であること
- 2 5年間の株式保有義務(その後も条件あり)
- 3 5年間の80%雇用維持義務(改正案は緩和)

<80%以上の雇用維持なんてとんでもない>

このような経営環境下で事業継続さえも危うい時代なのに、常時5人以上の従業員の他に実行時の雇用数の80%基準はとてもしかし、改正案では要件の緩和と、達成できなかった時の延滞税など、ペナルティーを大きく緩和する予定になっています。

平成25年度税制改正大綱(27年1月1日から)

雇用維持等  
適用要件の  
緩和

適用除外と  
なった場合の  
リスク軽減

適用範囲の拡充  
(親族外への贈与  
も可能に)

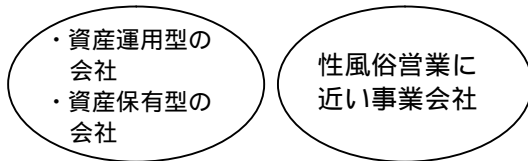
経営者にとって要件が維持できなかった場合のリスクは特に重大ですから「延納や物納への切替」ができるようになることや適用外となつて納税額が発生した場合の延滞税低下は大きく、また、改正後は経済産業大臣への確認申請が不要になるなど手続き緩和も予定されています。

<中小企業ならば資産管理会社でも？>

特定資産(貴金属、有価証券、遊休不動産、賃貸不動産、ゴルフ会員権、現金、預金等)の合計額が総資産価額の70%以上は適用除外となりますが、分母・分子ともに帳簿価額によって計算された割合となります。この趣旨は経営の承継に限定し、資産承継を外す、ということ。

風俗営業も同様に除外していますが、パチンコ、ゲームセンター等は対象となります。

対象外



<生前一括贈与から得られる期待>

生前に自身の意思で後継者に委譲できる...相続時のゴタゴタを事前に防止する目的  
相続全体の設計イメージが整理整頓できる  
後継者のモチベーション向上  
無税又は一部納税で経営権が移転可能  
取引先、金融機関、社内の信頼醸成が促進

<贈与税ではなく相続税から本制度を使いたい>

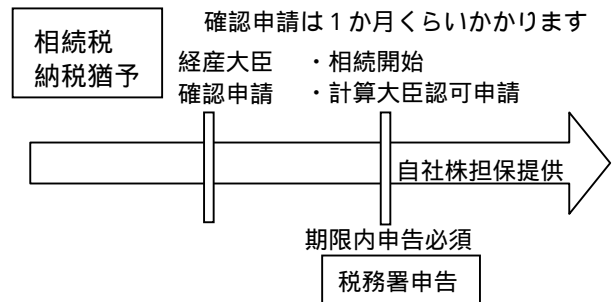
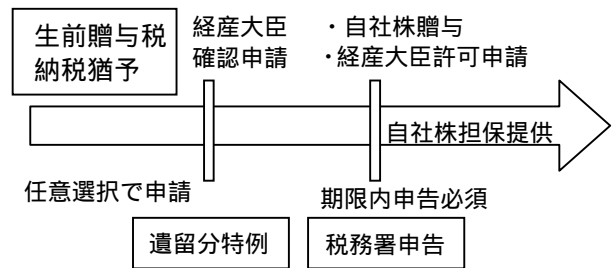
どうしても生前一括贈与はしないで相続時から、の方でも贈与税の事前確認申請と同様に相続税の発生前に経済産業大臣に確認申請をしておかないと本制度は適用されないの注意が必要です。

<生前一括贈与との主な違い>

基本的に同じで、贈与とあるのを相続と読み替えると概要はほぼ同じになります。贈与税は2/3まで100%納税猶予されますが、相続税の納税猶予は80%で20%は納税です。遺留分の民法特例は贈与時の確認申請時だけにセットされた制度です。

(参)民法特例実績は全国的にも僅少です。

<確認申請と認可申請手続きの流れ、概要>



<経営権2/3を確保したならば次の1/3は？>

残りの自社株は相続時精算課税制度の併用も。議決権株式を回収し、配当優先株式を発行する等の種類株式発行で議決権株式を集中させる

尚、後継者以外の黄金株保有はできません。

<改正案を待たず確認申請！>

申請してから約1か月かかり承認通知されます。

突発的な相続等に備え、大臣確認を申請しておくことは大きな対策です。それ程困難な手続きではない上に、一度提出しておけば効力は無期限となります。

又、改正案の事業継続要件の緩和は改正前の適用者にも遡り適用される予定です。

本誌は参考的な視点で提供するもので法的及び経済的判断の責任は一切負いません。

お問合せ：ナセル株式会社 東京都品川区南品川4-2-32 品川税経会館2F  
TEL：03-3471-0830 FAX：03-3471-0850 E-mail：info-news@nasel.co.jp